特集号

人事行政・職員給与の公表 問合せ先 職員課





◀携帯電話版 http://mob.city.hino.lg.jp/ (左のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください) Eメール soudan@city.hino.lg.jp



平成17年度の人事行政の運営等の状況

ら前年度の人事行政の運営状況を市民の皆さんに公表することとな りました。内容については、日野市の状況と9市9一部事務組合が

(人)

地方公務員法が改正されたことに伴い、日野市では平成17年度か 共同で設置している東京都市公平委員会に対する不利益処分等の状 況をお知らせします。

(人)

職員の任免及び職員数に関する状況

職員定数は、1,550人で、平成18年4月1日における実質職員数は 1,454人です。内訳は部長職27人・課長職96人・課長補佐職76人・係 長職192人・主任職203人・主事職860人です。また、職員の任免は、 平成17年度採用者52人、退職者64人です。その他採用試験の状況、昇 任試験の状況は次のとおりです。

(1)職員数(平成18年4月1日)

	部門		定数	職員	(内)	職員数		
	οD	IJ		上 奴	全体	男	女	(定数外)
行	政	部	門	956	911	500	411	20
病	院	部	門	295	267	81	186	1
議	会	事	务 局	11	9	7	2	
教	育	委員	員 会	275	235	140	95	3
選挙	管理委	会員到	事務局	5	3	2	1	
監査	至 逢	員 事	務局	4	3	3	0	
農業	[委]	会事	務局	4	2	1	1	
合			計	1,550	1,430	734	696	24

※内訳=行政部門(定数外)…休職4人、派遣16人 病院部門(定数外)…休職1人 教育委員会(定数外)…休職3人

(2) 役職別職員数 (平成18年4月1日)

(-/ X-144//)-144/- (-/ X-144//)							
					全 体	男	女
部		長		職	27	23	4
課		長		職	96	87	9
課	長	補	佐	職	76	57	19
係		長		職	192	125	67
主		任		職	203	98	105
主		事		職	860	365	495
合				計	1,454	755	699

(3)職員採用試験状況(平成17年度)

実施年月日		募集職租	Ē	募集人員 (人)	応募者数 (人)	採用者数 (人)	備考
17. 5 . 29	看	護	師	10	5	4	平成17年度採用
17. 7 . 24	看	護	師	9	1	1	平成17年度採用
17. 9 . 18	保	健	師	若干	10	4	平成18年度採用
17.10.30	看	護	師	20	12	7	平成18年度採用
18. 1 .22	看	護	師	15	5	4	平成17年度2人採用 平成18年度2人採用
18. 2 . 26	看	護	師	16	2	2	平成18年度採用

ヒーへ公とに思せて北江

職員の給与は、裏面の給与の公表でお知らせします。

特別	特別職等の報酬額(平成18年4月1日)								
区	分	現	行	特例条例	により減額を行 [.]	期末手当			
)J	報酬月額	適用年月日	平成17年度				平成18年度	
市	長	990,000円	8. 1. 1	940,500円 (△5%)	平成17年7月~ 平成18年6月	平成18年7月か ら990,000円	6 月期 1.85月		
助	役	845,000円	8. 1. 1	819,650円 (△3%)	平成17年7月~ 平成18年6月	平成18年7月か ら845,000円	12月期 1.90月 3月期 0.50月		
収力	人役	785,000円	8. 1. 1	769,300円 (△2%)	平成17年7月~ 平成18年6月	平成18年7月か ら785,000円	計 4.25月		
教育	長	785,000円	8. 1. 1	769,300円 (△2%)	平成17年7月~ 平成18年6月	平成18年7月から785,000円	6月期 2.1月		
議	長	625,000円	8. 1. 1				12月期 2.5月		
副調	副議長 560,000円 8.1.1					3月期 0.5月 計 5.1月			
議	員	545,000円	8. 1. 1				計 5.1月		

(4)職員採用	•	退職状況	(平成17年度)

区分			採用		退職			
		男	女	計	男	女	計	
事 務 職	員	5	9	14	11	4	15	
技 術 職	員	1	1	2	6	0	6	
幼稚園教	諭	0	0	0	0	0	0	
保 育	±	0	0	0	0	0	0	
児童厚生	員	0	0	0	0	1	1	
医	師	5	2	7	9	0	9	
助 産	師	0	0	0	0	2	2	
看 護	師	2	22	24	0	26	26	
准 看 護	師	0	0	0	0	1	1	
保健	師	0	4	4	0	0	0	
放 射 線 技	師	0	0	0	0	0	0	
薬剤	師	0	0	0	0	0	0	
臨床検査技	師	0	1	1	0	0	0	
栄 養	±	0	0	0	0	0	0	
作業	員	0	0	0	1	0	1	
用 務	員	0	0	0	1	0	1	
給 食 調 理	員	0	0	0	0	2	2	
合	計	13	39	52	28	36	64	

(5)昇任試験の状況(平成17年度)

				受	験	者		合格 者	
				全体	男	女	全体	男	女
-	一般行政職員			208	121	87	63(30.3)	40(33.1)	23(26.4)
	管	理	職	22	15	7	14(63.6)	11(73.3)	3(42.9)
	係	長	職	100	60	40	21(21.0)	17(28.3)	4(10.0)
	主	任	職	86	46	40	28(32.6)	12(26.1)	16(40.0)
3		務系 第主任		39	30	9	8(20.5)	6(20.0)	2(22.2)
7	病院看	護系	職員	12	1	11	7(58.3)	0(0.0)	7(63.6)
	看	護師	長	0	0	0	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
	副和		币長	3	0	3	2(66.7)	0(0.0)	2(66.7)
	主任	E看護的	師長	9	1	8	5(55.6)	0(0.0)	5(62.5)

昇任は能力主義、成績主義に基づき行っています。

計 259 152 107 78(30.1) 46(30.3) ※一般行政職員には栄養士などの専門職、病院の診療検査部門を含む。()内は合



▲資質向上のため職員は定期的に研修を受けています

職員の勤務時間その他勤務条件の状況、 職員の服務の状況

一般職の職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分の8時間で、週40時間で す。その他年次有給休暇の取得状況、特別休暇等の状況、育児休業及び部分休業の状況、 時間外勤務時間数の状況は次のとおりです。

(1)職員の勤務時間 (一般職の標準的なもの)

1週間の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	午前 8 時30分	午後 5 時15分	午後 0 時15分から 45分間	正午から15分間、午 後3時から15分間

※市立病院の看護師などで、三交代勤務等により職務に従事する職員もいますが、勤務時間は原則週40時 間で勤務の割り振りをしています

(2) 年次有給休暇の取得状況(一般職)(平成17年)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B)/(C)	取得率 (B)/(A)					
57,270	18,749.4	1,488	12.6	32.7					
※全対象職員とは、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの全期間を在職した職員で中途に採用さ									

れた者や退職した者、育児休業者も含む

(3)特別休暇等の状況(平成18年4月1日)

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・ 無給の別					
公民権の行使	必要な時間	有給					
骨髓移植休暇	必要と認められる期間	有給					
育 児 時 間	1日2回、それぞれ45分	有給					
生 理 休 暇	その都度必要と認められる期間	有給					
産前及び産後の休養	出産の前後を通じ16週間(多胎妊娠の場合は24週間)以内	有給					
忌 引	死亡者の区分に応じ、1日~10日の範囲内	有給					
結婚休暇	7日以内	有給					
ボランティア休暇	5日以内	有給					
夏 季 休 暇	7月1日から9月30日までの期間に5日以内	有給					
子どもの看護休暇	5日以内	有給					
介 添 休 暇	2日以内	有給					
育児参加休暇	配偶者が出産する場合で、産前産後休養中に5日以内	有給					
介 護 休 暇	2 週間以上24週間以内	無給					

(4)育児休業及び育児部分休業の状況(平成17年度)(人)

	区	分		男	女
育	児	休	業	0	35
育	児部	分休	業	0	4

(5)時間外勤務乃だ休日勤務等の状況(平成17年度)

	(2)P(1)	ロノ「王	がが及び下口到が分分がが	(17817千尺) (时间)
	区 分 病院以外		時間外・休日勤務総時間数	職員 1 人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
			76,848	5.5
	病	院	29,027	9.1
	合	計	105,875	6.2

※土曜・日曜日などに出勤し、振替休暇を取得した場合を除く



▲平成17年度は民間企業派遣研修を実施

職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その目的は公 務能率の維持と向上を図ることにあります。分限処分には、免職、休職、降任、降給の 4 種類です。

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うためになされる処分です。その目的は公務における規律と秩 序を維持することにあります。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類です。処分数については次のとおりです。

(1) 分限処分者数(平成17年度)					(人)
区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	15	0	15
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少 により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

条例で定めた事由による場合 0 0 0 0 0 0

(2) 懲戒処分者数(平成	717年度	Ę)				(人)
区 分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、 または職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふ さわしくない非行のあ った場合		0	1	0	1	6
 合 計	0	0	1	0	1	6

※訓告等とは懲戒処分には至らない行為で、その責任を確認させ、将来を

職員の服務の状況

(1)職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力で専念しなければなりませ ん。職員が守るべき義務は次のとおりです。(平成17年度)

ん。職員が守るべき義	務は次のとおりです。(平成17年度)	(人)
区分	内容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	1
守 秘 義 務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	0
職務専念義務	職員は法律等に特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません	0
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されています	0
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています	0
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます	0

(2)職員は任命権者の承認を得て、職務専念義務を免除される場合があります。(平成17年度)

計 0 0 15 0 15

区 分	延べ件数	延べ人数	総時間
職員が職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関して適法な交渉を行う場合	34	263	491
職員が職員団体の運営、委員会、会議、行事等に参加する場合	204	1,954	5,819

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員の資質の向上のため毎年

研修を実施している	ます。	
①庁内研修		1 1/4
研修区分	回数	人数
職務・職層別研修	13	470
能力開発研修	11	280
組織力向上研修	11	712
OA関連研修	16	901
合 計	51	2,363
•		

ア 市町村職員研修所ほか、派遣研修 イ 国・都派遣研修

	研修	名		回数	受講人数
必	修	研	修	55	283
実	務	研	修	16	35
能	力開	発研	「修	13	17
政	策・法	去務研	开修	11	10
情	報処	理研	修	36	31
講	師養	成研	修	7	7
そ	の他特	寺別研	开修	13	135

研修名	回数	受講人数	_
環 境 省	3	5	
東京都総務局	1	1	
也市・団体	1	1	
自治 大学校	2	2	

計 10

人数	派這研修				
i	回数	受講者数			
	18	46			
)					

ウ その他専門

(2)勤務成績の評定の概要(平成17年度)

国土交通大学校

市町村アカデミー

評	定	の	回	数	1 🗇
評	定			期	8月
評?	定の	対	象 人	数	1,377人

職員の職務で 発揮された能力 について、毎年 評価を行ってい ます。

職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第 42条の規定に基づき、日野市職員互助会を設置 し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する 事業を行っています。この互助会は、職員の会 費及び市の負担金などで運営されています。ま
公務上、通勤途上の災害により、負傷等 た、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合した場合には、地方公務員災害補償基金か 法に基づき、職員と市において分担拠出する財 源により、短期給付事業(医療関係等)、長期 給付事業(年金関係)、福祉事業(人間ドッグ 事業等)を行っており、厚生年金、国民年金、 健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制実施しています。受診者数等は右表のとお 度の一環とされています。

(2)公務3	火告寺の状況	(半风1/	午段)
区分	地方公務員 災害補償法	条例	労働者災害 補償保険
件数	29	4	12
۸٠ ٦٠			

ら一定の補償が行われます。

(3)健康診断の状況(平成17年度)

職員の健康管理のため、毎年健康診断を りです。

区分	受診者数
定期健康診断(1次)	1397
定期健康診断(2次)	18
胃部X線検査	91
VDT従事者眼科検診	154
腰 痛 検 査	1 次279 2 次109
深夜勤務者健康診断	30
B型肝炎予防接種	延べ21
破傷風予防接種	延べ60
健 康 相 談	延べ46

健康診断の実施状況

公平委員会の業務の状況

(1)不利益処分に関する不服申し立ての状況(平成17年度)

年度当初係属件数	年度中申し立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0	0	0	0

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委 員会に不服申し立てができます。

(2)勤務条件に関する措置の要求の状況(平成17年度)

F度当初係属件数	年度中申し立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0	0	0	0

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市 の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができます。